

○水戸市公共施設等景観形成推進規程

平成7年3月17日

水戸市規程第4号

改正 平成8年3月26日規程第3号

平成9年3月31日規程第4号

平成11年7月5日規程第15号

平成18年3月29日規程第5号

平成22年12月13日規程第17号

平成24年3月30日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、公共施設の整備改善及び市街地開発事業における景観の形成を推進することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 本市が整備改善する施設をいう。
- (2) 市街地開発事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業及び本市が行う宅地等の造成事業をいう。
- (3) 主管課長 次に掲げる課、出先機関等の長で、公共施設の整備改善又は市街地開発事業を主管するものをいう。
 - ア 水戸市行政組織規則（昭和56年水戸市規則第38号）第5条に規定する課及び同規則第17条第2項に規定する課相当出先機関、水戸市消防本部組織規則（昭和42年水戸市規則第5号）第2条に規定する課並びに水戸市水道部の組織及び事務分掌に関する規程（昭和61年水戸市水道部規程第2号）第2条に規定する課及び所
 - イ 水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第6号）第2条第1項に規定する課並びに中央図書館、総合教育研究所及び内原中央公民館、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局並びに農業委員会事務局
 - ウ 水戸市議会事務局規程（昭和47年水戸市議会告示第1号）第2条第2項に規定する課
- (4) 都市景観市民協定 水戸市都市景観条例（平成4年水戸市条例第4号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により市長が認定した都市景観市民協定をいう。
- (5) 都市景観重点地区 条例第15条の規定により指定された都市景観重点地区をいう。
- (6) 重点的に景観形成を図る地区 水戸市景観計画（平成20年水戸市告示第241号）に定められた重点的に景観形成を図る地区をいう。

（平11規程15・平18規程5・平22規程17・平24規程5・一部改正）

（公共施設等景観形成基準）

第3条 都市計画部長は、公共施設又は市街地開発事業（以下「公共施設等」という。）の景観の形成及び周辺景観との調和を図るため、公共施設等の景観形成に係る基準（以下「公共施設景観形成基準」という。）を策定するものとする。

2 都市計画部長は、公共施設景観形成基準を策定するときは、あらかじめ主管課長の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、公共施設景観形成基準の変更について準用する。

（平11規程15・一部改正）

（公共施設景観形成基準等の遵守）

第4条 主管課長は、公共施設の整備改善を行うときは、公共施設景観形成基準、都市景観市民協定、地区都市景観計画（条例第16条第1項に規定する地区都市景観計画をいう。以下同じ。）及び大規模建築物等の景観形成基準（水戸市景観計画に定める大規模建築物等の景観形成基準をいう。以下同じ。）に適合するように努めなければならない。

2 主管課長は、市街地開発事業を行うときは、公共施設景観形成基準、都市景観市民協定、地区都市景観計画及び大規模建築物等の景観形成基準に適合するように努めるとともに、事業の対象となる地区の総合的な景観形成を図るように努めなければならない。

（平22規程17・一部改正）

（協議の対象）

第5条 主管課長は、次の各号に掲げる地区において公共施設の整備改善をしようとするときは、都市計画部長に協議しなければならない。

- (1) 都市景観市民協定の目的となっている地区
- (2) 都市景観重点地区
- (3) 重点的に景観形成を図る地区

2 主管課長は、前項各号に掲げる地区以外の地区で公共施設の整備改善を行う場合において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、都市計画部長に協議しなければならない。

- (1) 都市計画部長が指定する行為
- (2) 主管課長が協議を必要と認める行為

3 主管課長は、市街地開発事業をしようとするときは、都市計画部長に協議しなければならない。

4 第3条第2項の規定は、第2項第1号の規定により、都市計画部長が指定する行為について準用する。

5 都市計画部長は、第2項第1号の規定により、行為を指定したときは、速やかに主管課長に通知するものとする。

（平22規程17・一部改正）

（協議の適用除外）

第6条 前条第1項、第2項第1号及び第3項の規定による協議は、次の各号のいずれかに該当する

ときは適用しない。

- (1) 通常の管理行為をするとき。
- (2) 非常災害のため必要な臨時応急の措置を行うとき。
- (3) 建築物の新築、増築、改築又は移転を行う場合において、当該床面積の合計が10平方メートル以内であるとき。
- (4) 工事を施行するために必要な仮設の建築物又は工作物を設置するとき。
- (5) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないとき。
- (6) 次に掲げる木竹の伐採又は植栽を行うとき。
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 木竹の仮植又は仮植した木竹の植栽又は伐採
- (7) その他都市計画部長が都市景観の形成に影響を及ぼすことがないと認めるとき。

(平22規程17・一部改正)

(協議の内容)

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による協議は、次の各号に掲げる内容について行うものとする。

- (1) 公共施設等の景観形成の方針に関すること。
- (2) 公共施設等の景観設計に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(協議の時期)

第8条 第5条第1項から第3項までの規定による協議は、公共施設の整備改善又は市街地開発事業の構想段階から行うものとする。

(平22規程17・全改)

(協議書の提出)

第9条 主管課長は、都市計画部長と協議をしようとするときは、公共施設等景観形成協議書（別記様式）に参考資料を添えて都市計画部長に提出しなければならない。

(専門委員の意見聴取)

第10条 都市計画部長は、主管課長から協議があった場合において、専門的な意見を求める必要があると認めるときは、水戸市都市景観専門委員（水戸市都市景観専門委員規則（平成6年水戸市規則第22号）に規定するものをいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

2 主管課長は、都市計画部長に対し、協議すべき事項について、水戸市都市景観専門委員からの意見聴取を要請することができる。

(平11規程15・旧第18条繰上)

(協議の成立)

第11条 都市計画部長は、協議が成立したときは、公共施設等景観形成協議書に協議の成立内容を記入し、主管課長に返付しなければならない。

(平11規程15・旧第19条繰上)

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平11規程15・旧第20条繰上)

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年3月26日規程第3号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成9年3月31日規程第4号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年7月5日規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年3月29日規程第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年12月13日規程第17号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に作成した様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則 (平成24年3月30日規程第5号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

(表)

公共施設等景観形成協議書

主管課名等	主管課名 担当者名	係名 電話
公共施設名等		
行為の種類		
行為の場所		
行為の時期		
協議対象要件	(1) 第5条第1項該当 市民協定地区・重点地区・重点的に景観形成を図る地区 (2) 第5条第2項該当 指定行為・主管課要請行為 (3) 第5条第3項該当	
事業の段階	構 想 ・ 基本計画(基本設計) ・ 実施設計	
公共施設等の概要		
協議書受付日	年 月 日	受付番号 号
主 管	部長 課長 補佐	係長 係
合 議	部長 課長 補佐	係長 係

(裏)

協議成立内容 ※ 都市計画課 で記入	
協議成立年月日	年 月 日
都市計画部	部長 課長 係長 係
主管確認	部長 課長 係長 係
合 議	部長 課長 係長 係

別記様式（第9条関係）

（平22規程17・一部改正）